

データ保護・利活用に関する 分散戦略WGでの検討状況

平成29年1月
経済産業省
商務情報政策局

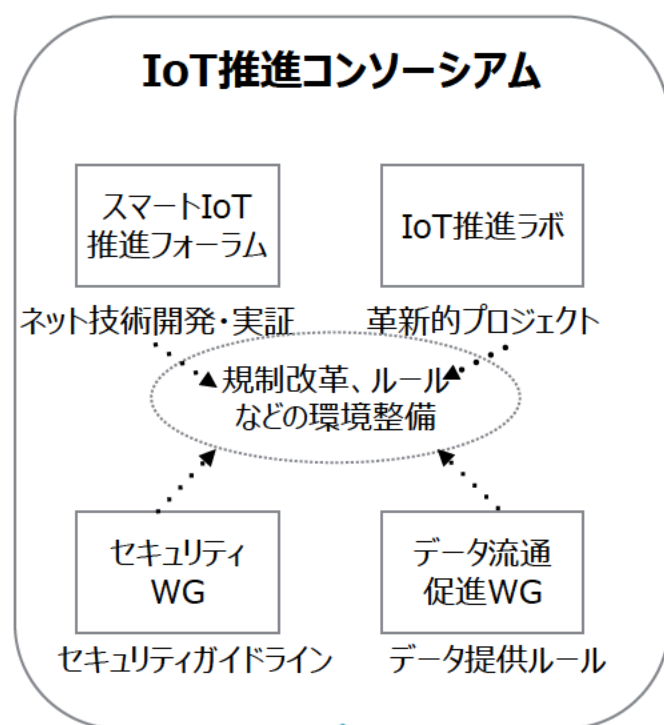
分散戦略WGについて

産業構造審議会情報経済小委員会の下に、分散戦略WG(座長:国領二郎 慶應大学総合政策学部教授)を設置し、昨年3月から9回にわたり議論。昨年11月に中間取りまとめ、公表。

安念 潤司	中央大学大学院法務研究科 教授
石黒 不二代	ネットイヤーグループ株式会社 代表取締役社長 兼 CEO
井上 拓生	株式会社産業革新機構 戦略投資グループ ディレクター
上田 祐司	株式会社ガイアックス 代表執行役社長
川村 龍太郎	NTT未来ねっと研究所 所長
楠 正憲	ヤフー株式会社 CISO Board
国領 二郎	慶應義塾大学総合政策学部 教授
塩野 誠	株式会社経営共創基盤 取締役マネージングディレクター

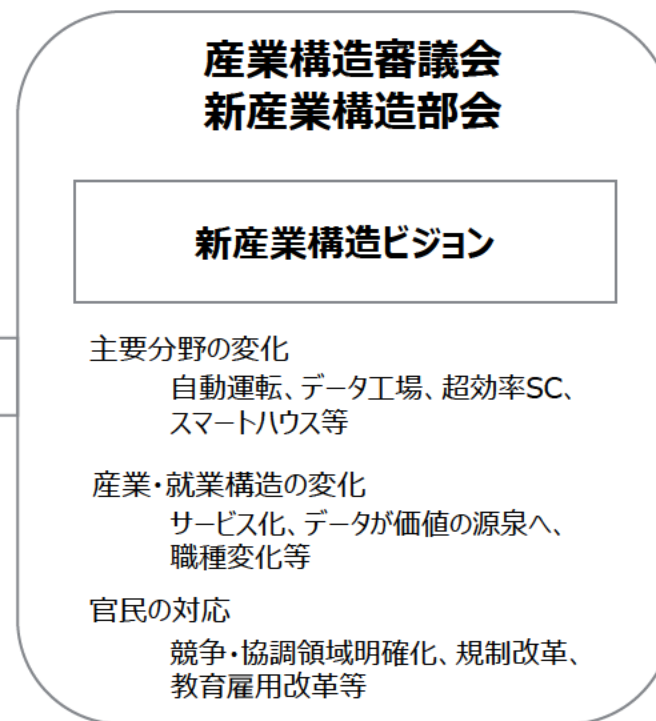
下堀 昌広	インテル株式会社 IoTシニアスペシャリスト
砂田 薫	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員
砂原 秀樹	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 教授
玉井 克哉	東京大学先端科学技術センター 教授
出口 弘	東京工業大学知能システム科学専攻 教授
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
松井 俊浩	NEDO技術戦略研究センター 統括研究員
丸山 宏	(株)プリファードネットワークス 最高戦略責任者

IoTプロジェクトのエコシステム



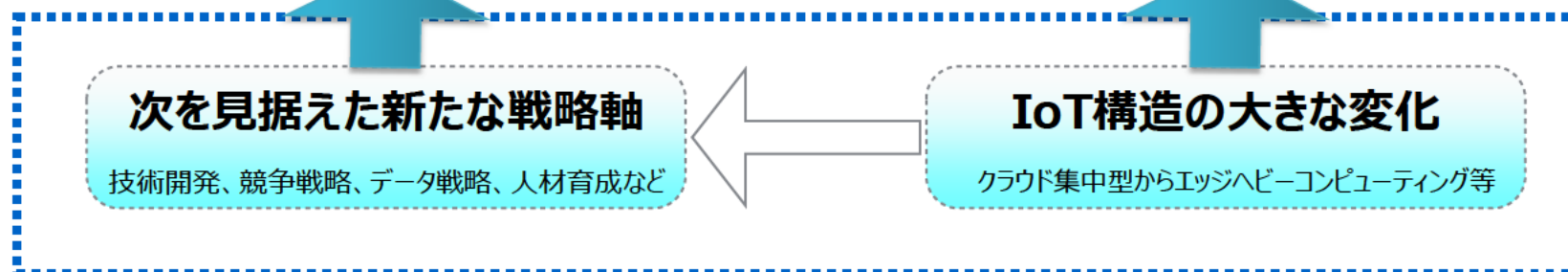
ユースードリブン

中長期の視点



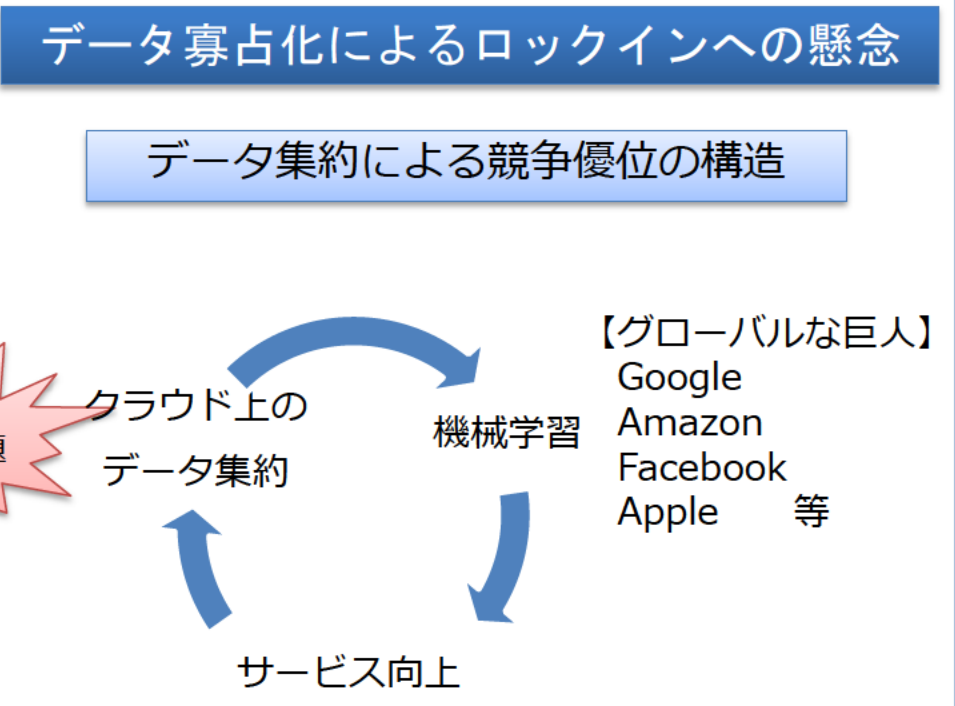
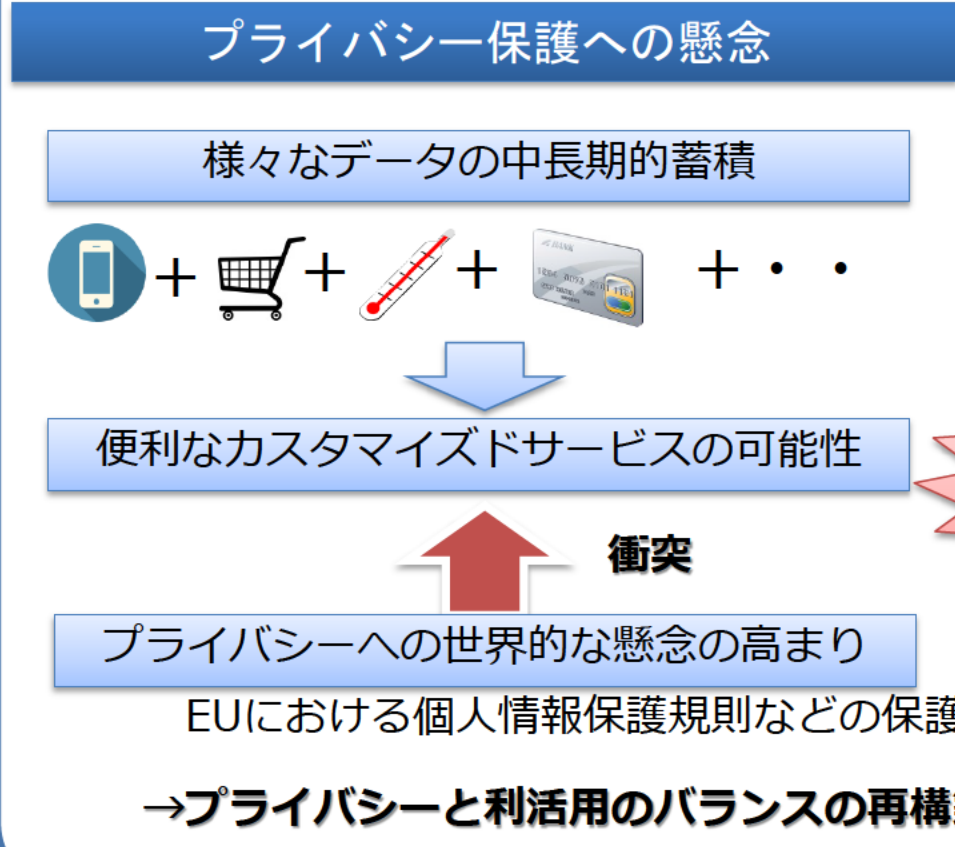
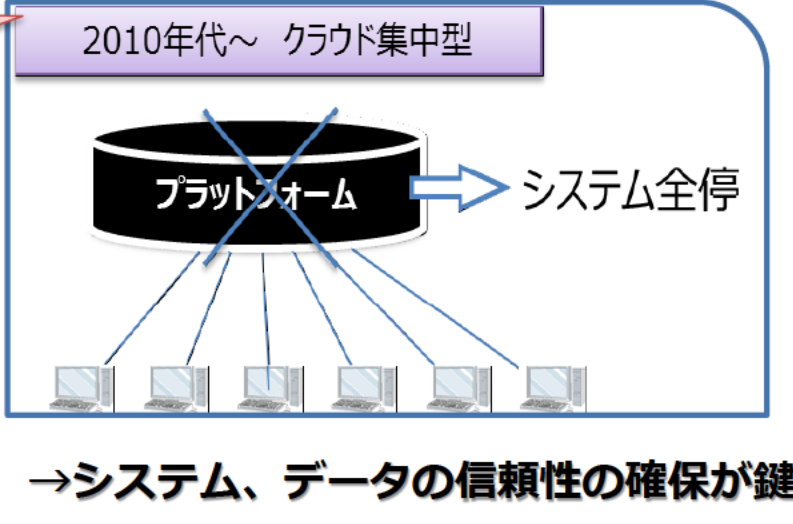
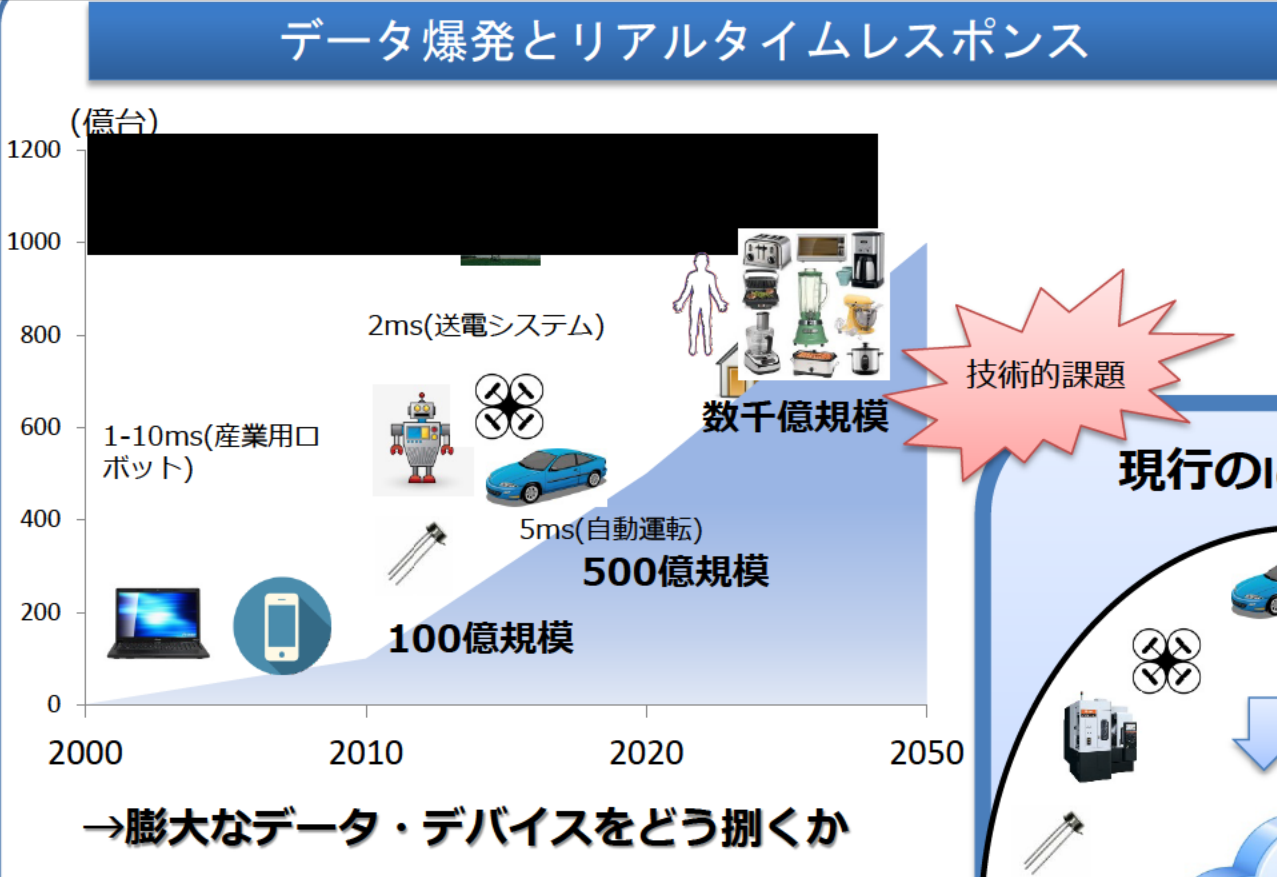
これまでの取組

サプライサイド



分散戦略WGの検討事項

IoT進展に伴い直面する中期的課題

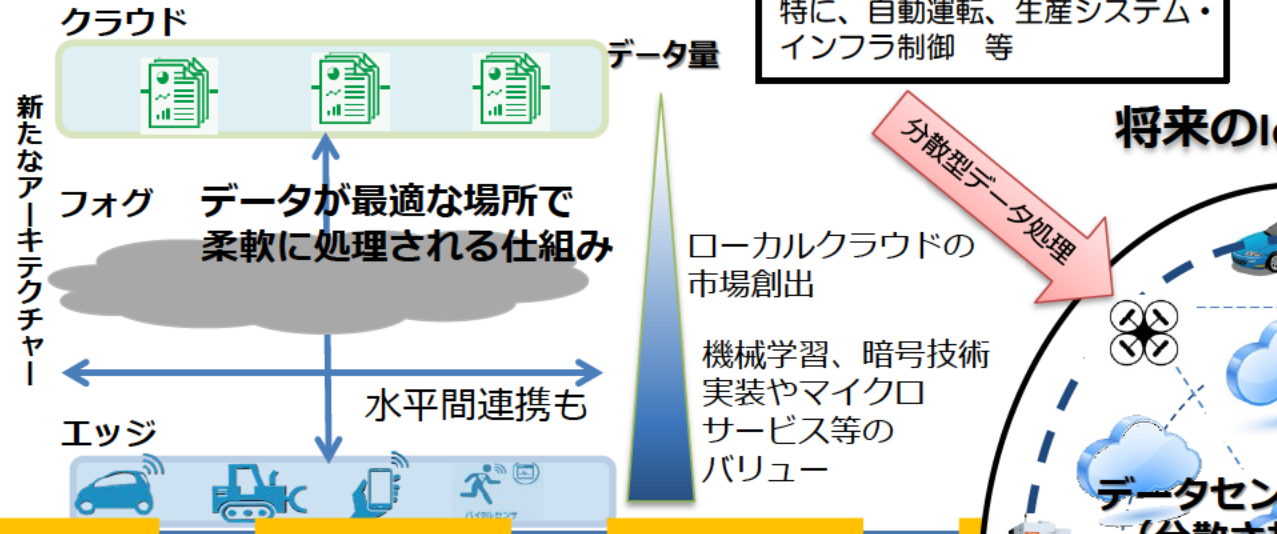


新たな潮流を踏まえたIoT構造の将来像

データユーザー主導のデータ分散型構造

【新たな潮流】エッジヘビー（フォグ）コンピューティング

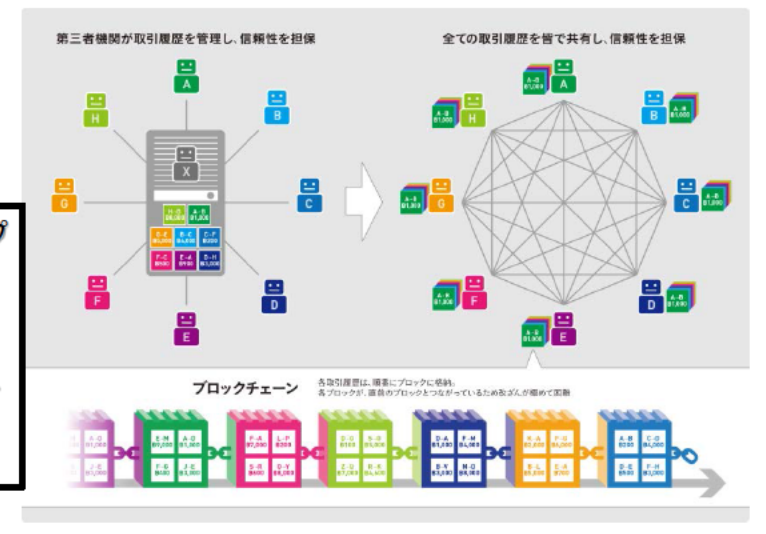
データトラフィック問題を解決するとともに、ユーザー企業側の柔軟なデータ戦略が可能に。セキュリティの確保やマイクロサービスによる現場からのイノベーションも容易に。



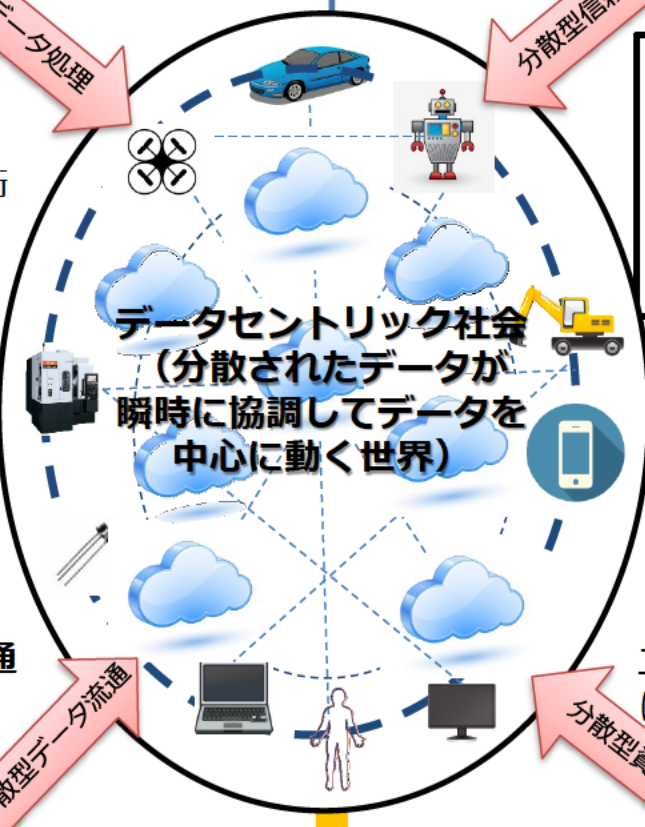
信頼の仕組みを変える新たな産業社会システム

【新たな潮流】ブロックチェーン（公開分散型台帳）

管理者不在の中でデータ真正性の確保が可能となるなどIoTの信頼性確保の基盤となるほか、登記・権利・契約管理などの契約社会システムが大きく変化。



将来のIoTシステム

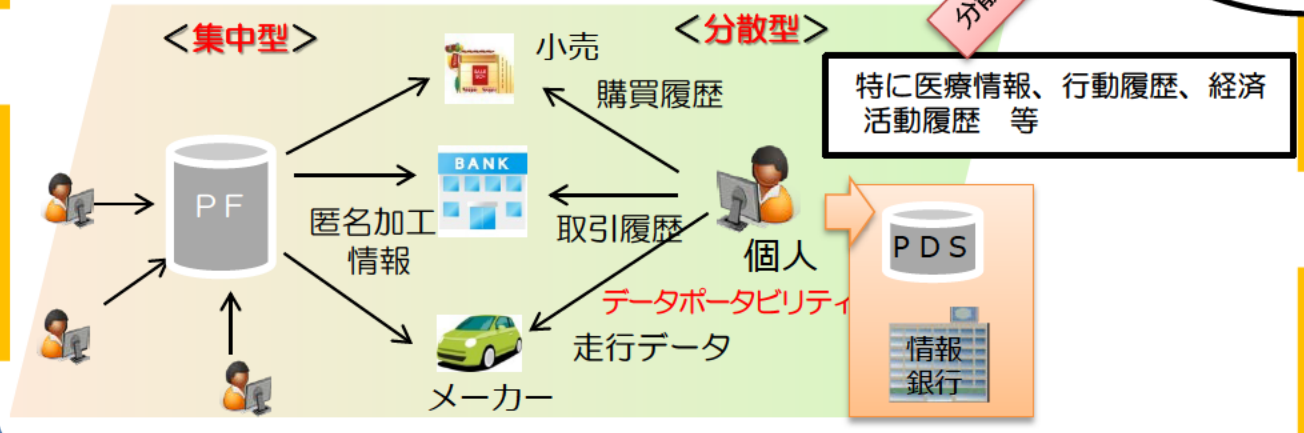


ハイブリッドなデータ流通システム

【新たな潮流】パーソナルデータストア（PDS）

従来型の集中型に加え、長期に個人を名寄せする「ディープデータ」については、個人が分散管理して流通させる仕組みが実現し、カスタマイズドサービスが進展。

<データ流通システムの俯瞰（イメージ）>



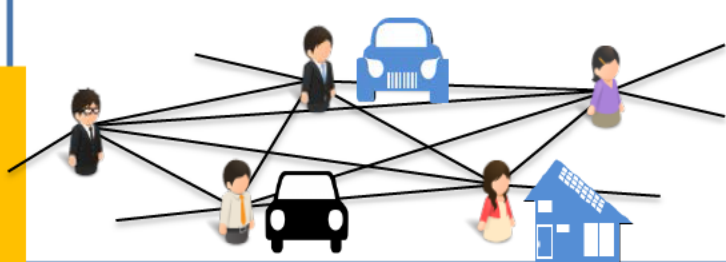
パブリックな分散型ビジネスモデル

【新たな潮流】シェアリングエコノミー

分散化された社会的資源（モノ、スペース、カネ、ヒト、エネルギー等）がデジタルアセット化されて、需要可変的に徹底利活用。従来型の公共サービスも「共助」へと変化。

移動手段、スペース、運搬、スキル、食事、電力、生産システム、ストレージ・計算資源、保育・介護、データ 等

N対Nで全ての「遊休」資産が徹底利活用



公共サービスにおける共助の一部活用が有効と考えられるケース

- 保育所 → 預かり仲介サービス
- 公共バス → ライドシェア
- 雇用斡旋 → クラウドソーシング
- 公園整備 → クラウドソーシング
- 公民館 → スペースシェア
- 財源調達 → クラウドファンディング
- 生活支援 → 食事シェア

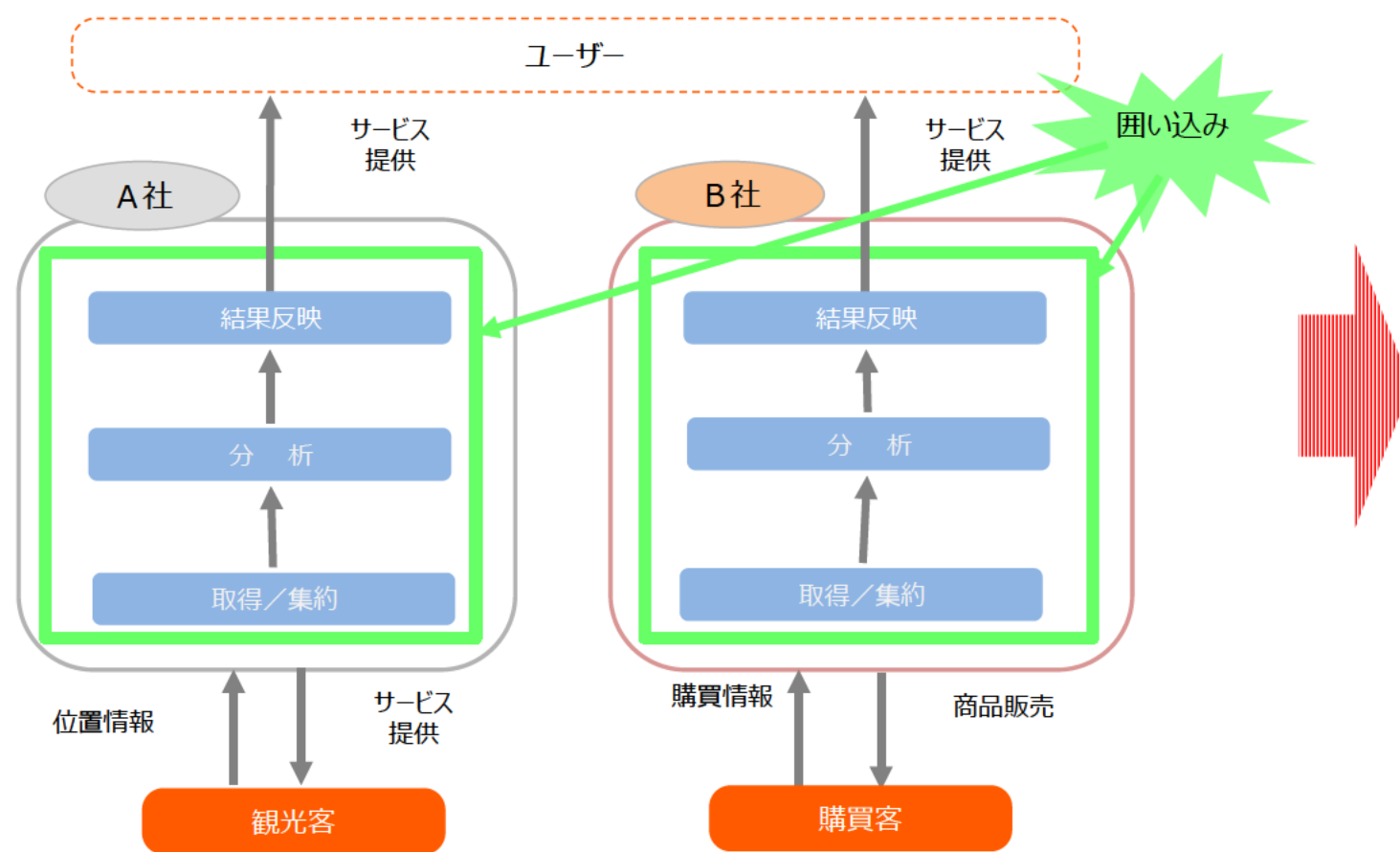
データ流通促進のための新たなアプローチ

(PDS、情報銀行、データポータビリティ)

データ流通の現状

- 事業者がデータの利活用を萎縮。事業者間でデータを融通するための法的枠組がないことやセキュリティ、プライバシーの問題を懸念。
- 事業者がデータを囲い込む傾向。競合他社等にデータが晒されること、漏えい等すると原状回復が困難であること、プライバシーの問題や炎上リスクが内在することが要因と言われている。
- パーソナルデータのより一層の利活用が期待されるが、他方、**データ利活用とプライバシーが相克**。

囲い込み構造



<喫緊の課題>

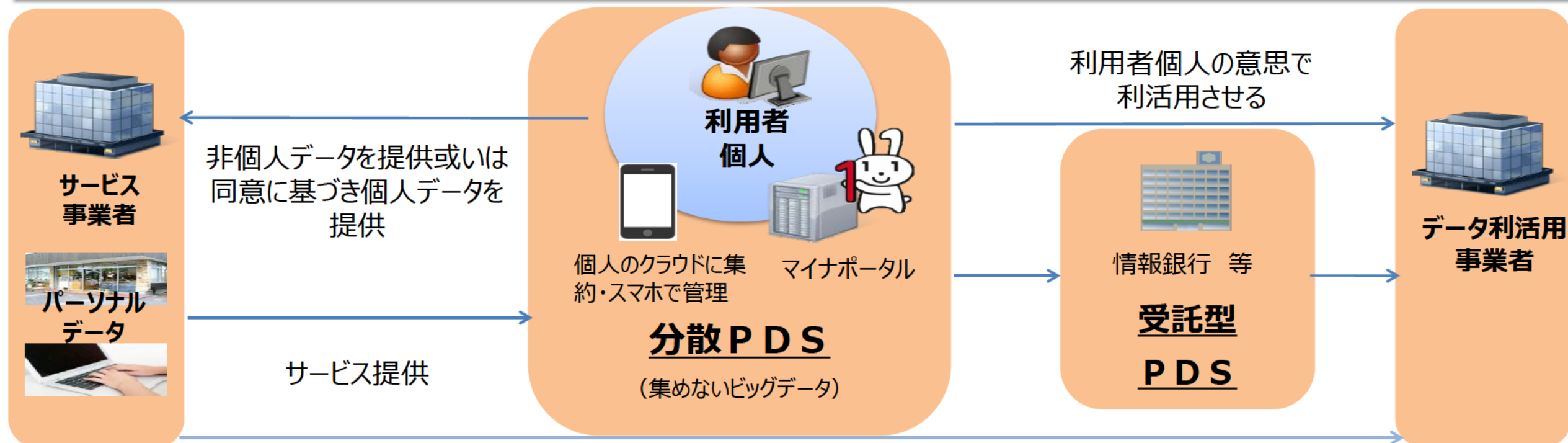
我が国の産業競争力強化、新産業創出、情報経済社会の構築に向け、データの性質を踏まえつつ、また、セキュリティやプライバシーの確保等に対する要請にも応えた、データ流通促進の環境整備。

データの利活用が各事業者で閉じ、ビッグデータ分析ができていない。

個人起点の新たなデータ流通構造の創成

- パーソナルデータの利活用については、個人の関与を省く形で議論される傾向にあったが、「ディープデータ」の利活用が期待される状況においては、個人の理解無くして利活用は実現されない。
- 「ディープデータ」に関し、**個人の「納得感」を得ながらデータの利活用を目指す新たなアプローチ**が提唱（集めないビッグデータ、パーソナルデータストア、データ流通市場のアプローチ）
- 個人からデータを取得し一箇所に集約するのではなく、データを個人の「手元」に置き、その意思により管理可能とした上で、データを必要に応じて提供するモデル（データポータビリティ）。

個人がパーソナルデータを管理する仕組み



個人が、自分の情報をパーソナルデータストア（PDS）に保管し、個人自らが、各事業者毎に、情報提供可否、提供内容等を決定する。

個人を起点としたデータ流通促進のために不可欠な仕組み・手段

(仕組み)

データポータビリティ

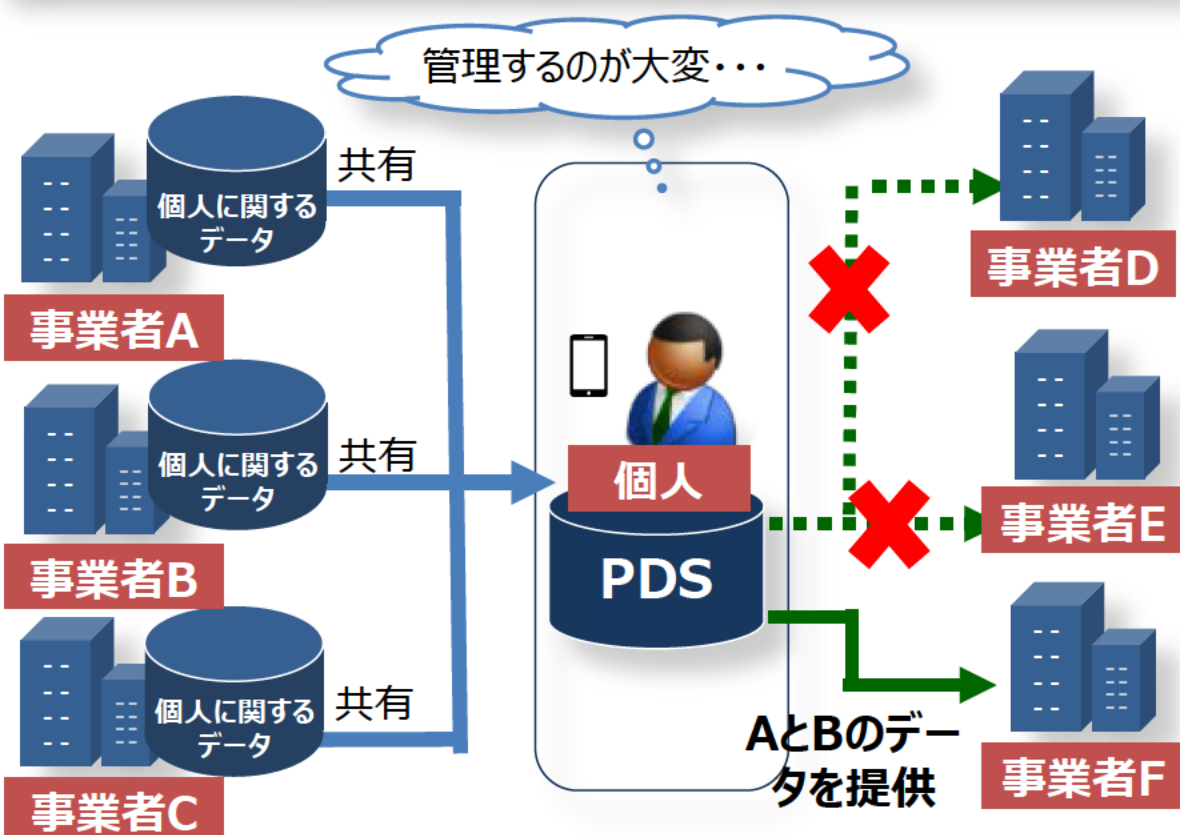
(手段)

PDS/情報銀行、データ流通市場

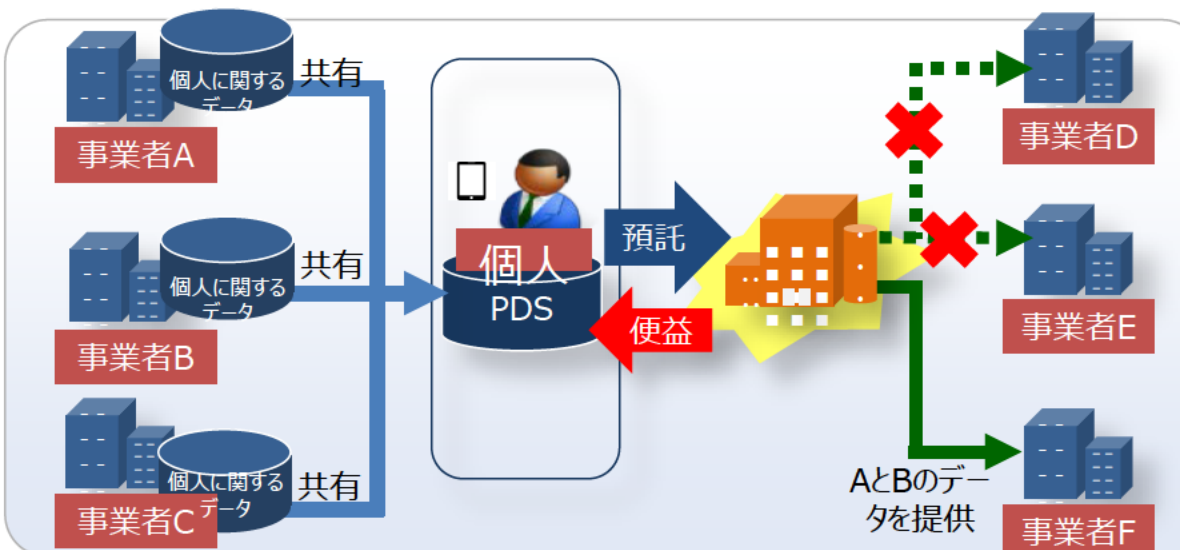
個人起点の新たなデータ流通構造の創成 (データ流通に必要な手段：PDS/情報銀行)

PDS

個人が自らのデータを安全に蓄積・管理・活用することができる。



● 情報銀行：狭義のPDS (いわば受託型パーソナルデータストア)



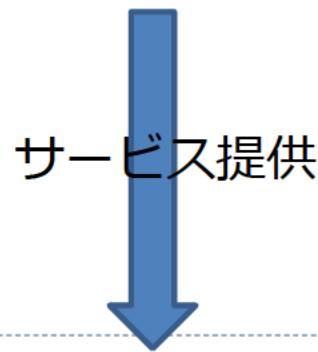
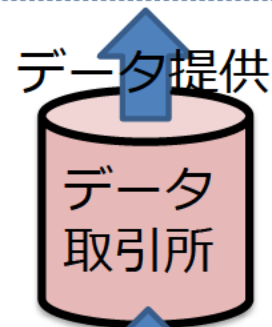
● PDS (Personal Data Store)

- データポータビリティを有効に機能させる手段が、パーソナルデータストア
- パーソナルデータストアは、「情報銀行」や「信託型代理機関」のような、個人によるパーソナルデータの管理・運用が可能なツール
- これにより個人に集約されたデータがパーソナルデータストアを介して事業者も含めた第三者に共有されるような、個人主導型のデータ流通が実現
(例：利用者に圧倒的な利便性を実感させるアプリケーション)
 - 必然的にその利用者に関するあらゆるデータが集約。当該アプリケーションにデータの管理・提供機能が備わることで、当該アプリケーションを起点としたデータ流通、つまりは個人を起点としたデータ流通が可能となる。
- パーソナルデータストアは現行法制度上実施することは可能であるが、**今後、データの安全管理等の信用面での裏づけなどの観点からの検討が必要。**

個人起点の新たなデータ流通構造の創成 (データ流通に必要な仕組み：データポータビリティ)

データポータビリティ

データ利活用企業等

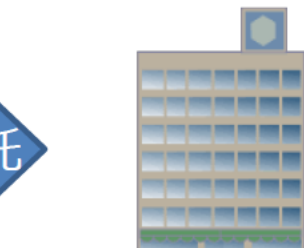


データ提供



個人

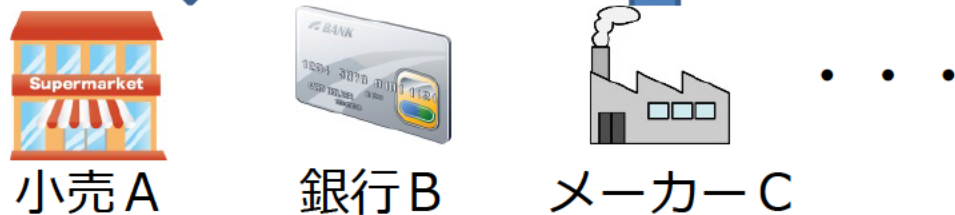
信託



認定信託型代理機関

データ請求

APIベースでの
データ還元



個人関連情報保有企業等

● データポータビリティ

- データポータビリティにより、これまで事業者間の交渉では流通不可能であったデータの利活用も実現されることが期待
- この仕組みを構築していくためには、まずは、社会実装の一部実現を通じて世の中でプロジェクトが具体的メリットも含め「見える化」され、**社会的な受容が拡大していくことが重要**
- その上で、欧州のように横断的あるいは分野別に法制度化するか、あるいは事業者においてビジネス上先行させるなどが考えられるが、法制度化の可否等について今後検討していくことが必要

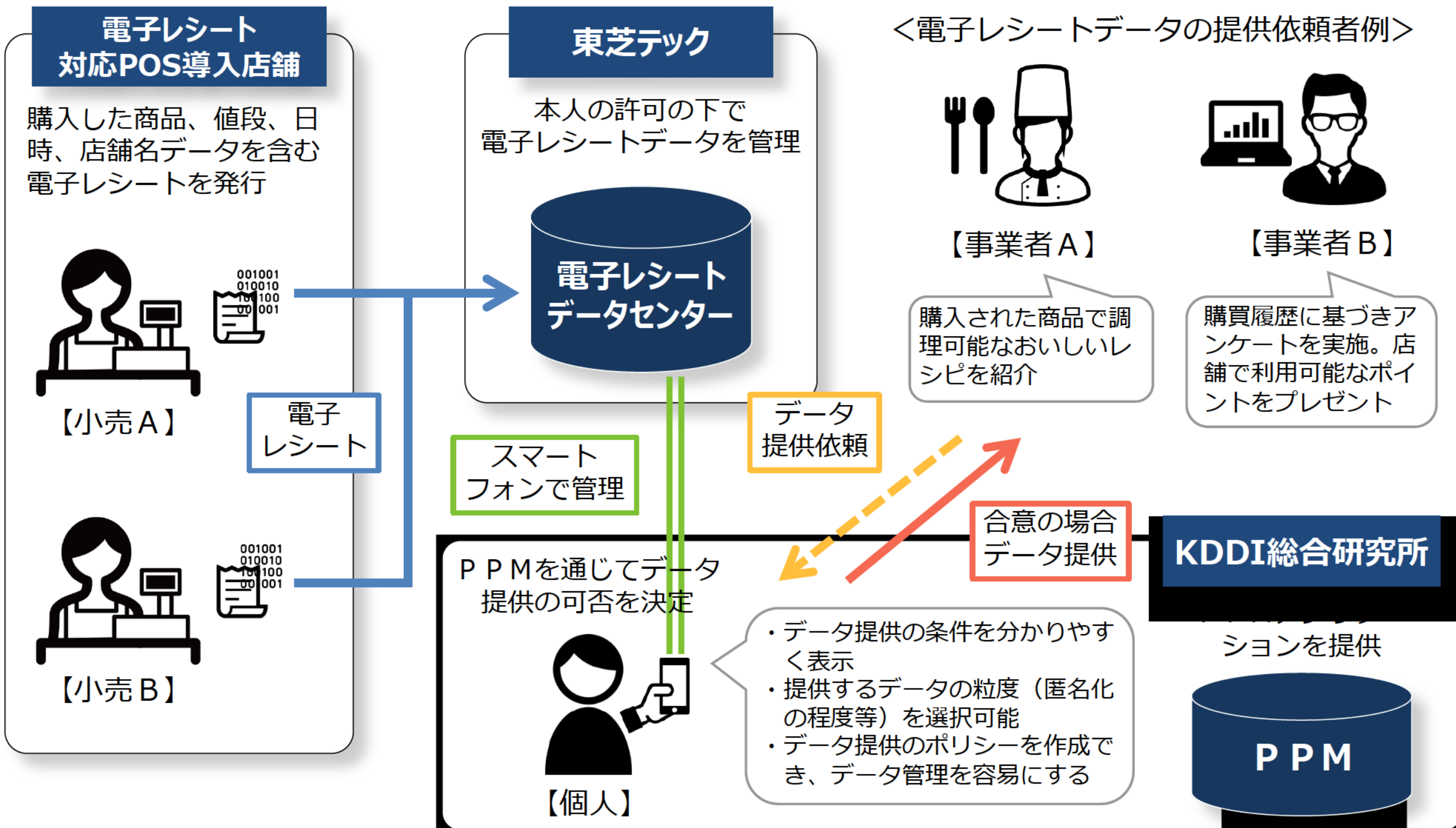
※ データポータビリティの仕組みが、データ流通の促進に係る全ての課題を解決する万能な機能を有するものではなく、一定の限界があることを前提とする必要

(参考) PDS創出事例 (電子レシート)

PPMを活用した購買履歴データ管理 (東芝テック・KDDI総合研究所)

PPM(※)を運用する実証実験を通じて、個人を起点にした購買履歴の管理に関する仕組みの標準化に向けた課題整理を行う。

<実証事業におけるスキーム>

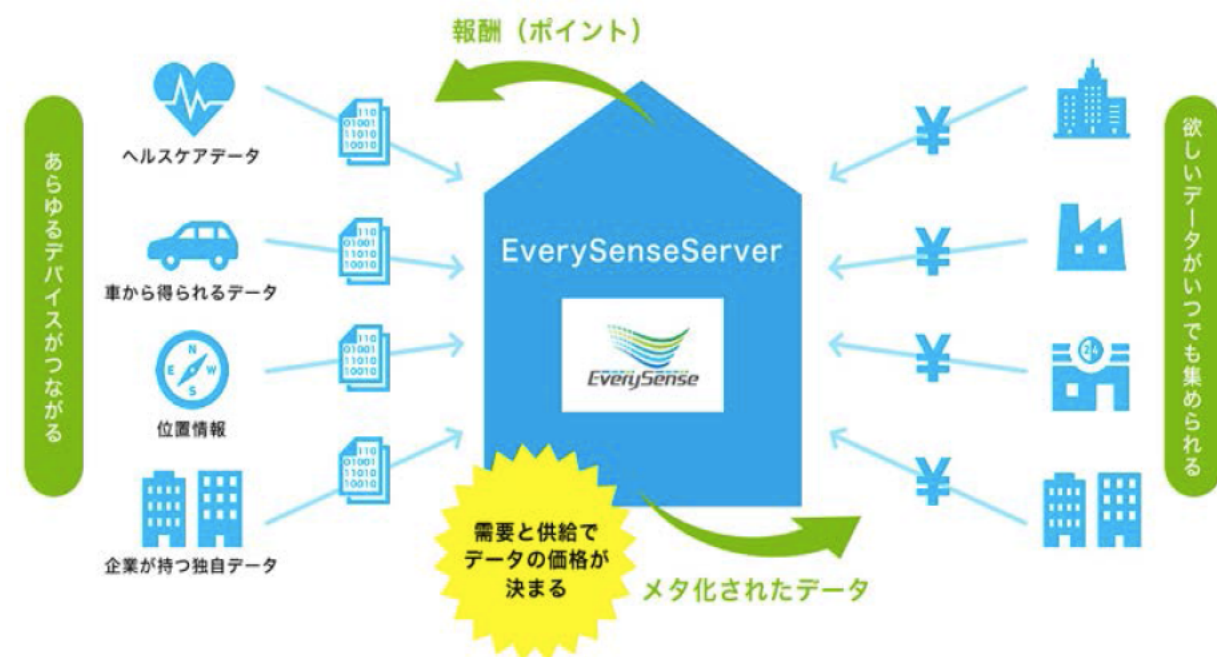


※PPM (Privacy Policy Manager) : 自身で設定

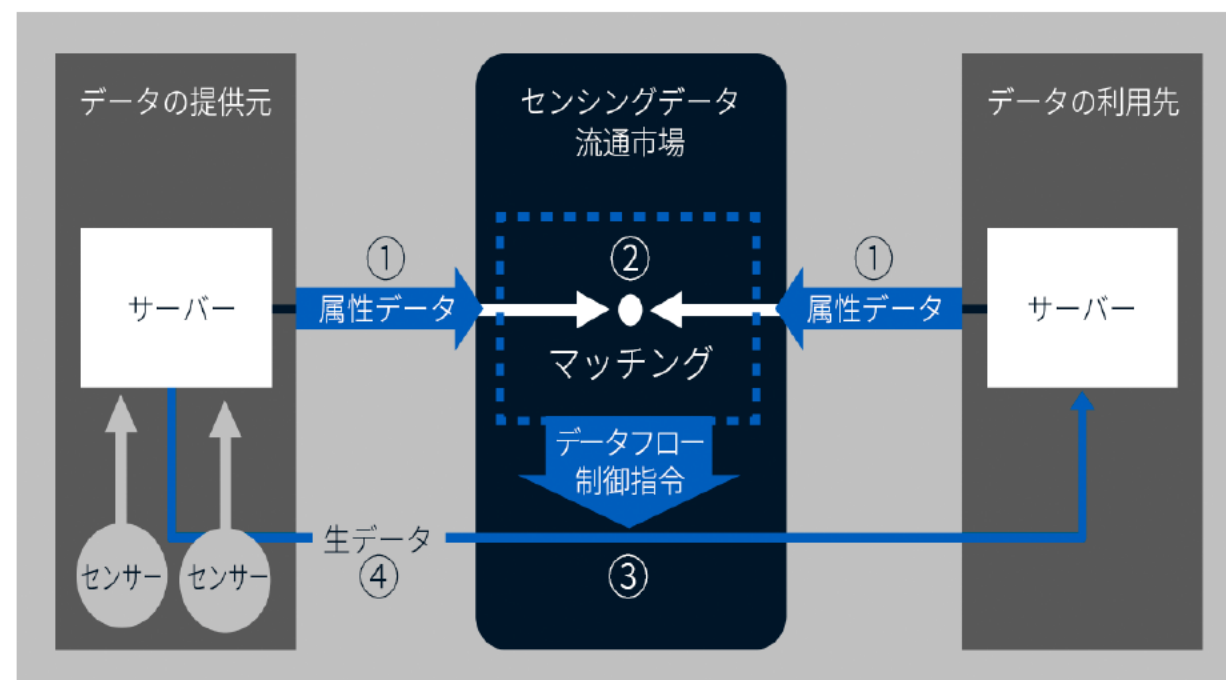
(参考) データ流通市場の創出事例

- データ流通市場
データ保有者と当該データの利活用を希望する者とを仲介し、蓄積・解析した各種データについて、売買等による取引を可能とする仕組み（市場）。
- あたかも株式市場のように個人・事業者が保有するデータを市場に持ち寄って取引する構想。
- 民間事業者からはセンサーデータを初めとする様々なデータ取引が可能なPFが提案される。

【EverySense: I o Tデータ流通市場】



【Senseek: センシングデータ流通市場】



- 各種データについて、提供範囲・方針を予め登録することで、利用したい企業と自動的に結びつき、取引が成立する仲介システム。
- データを簡便に登録でき、対価の有無や個人情報扱いについても選択可能。対価はポイントで還元される独自の仕組み。

仕様の異なる様々なセンサデータについて、データの内容や取引条件等を統一的に記述するルールを整備し、そのルールに従ってデータの内容や取引条件等を公開することで、データを利用したい企業と提供したい企業の間で自動的に取引をマッチングさせる。

(参考) 取組事例 (海外)

■ 英国

- 消費者が民間企業の持つ自分の個人データに自由にアクセスできるようにし、必要に応じ第三者企業に提供できる仕組み (midata) を官民協働で実施。

実施主体：政府、民間企業

■ 米国

- スマートディスクロージャー (Green Button (電力・エネルギー)、Blue Button (医療)、MyData Initiative (教育)) を推進。
- 銀行、証券、保険、クレジットカード等の金融機関等からデータを取得し、個人ユーザーにアカウントアグリゲーションの基本機能のサービスを提供。

■ フランス

- 政府や民間企業が保有する個人データを、データ主体の意思でパーソナルデータストアに預け、その利活用をデータ主体がコントロールできるようにするプロジェクト (MesInfos) を実施。政府からの補助金あり。実施主体：次世代インターネット財団

■ EU (データポータビリティの権利：EUデータ保護規則20条)

- データ主体は、データ管理者に提供したパーソナルデータを、構造化された、通常用いられる機械判読可能な形式で受け取る権利を有し、また、当該データを、妨害されることなくデータ管理者から他のデータ管理者に移転する権利を有する。

データオーナーシップについて

データオーナーシップの明確化によるデータ協調の促進

- B2Bにおける非パーソナルデータの利活用を促進することが重要。
 - データ創出に寄与した者によるデータの利活用権限の主張を公平に認めることが望ましいとする「**データオーナーシップ**」の考えが浸透し、複数事業者間でデータ共有が行われていることが期待。
-
- 契約上のデータ取引の明確化を図るため、契約ガイドラインを策定するとともに、主要分野における適用事例を明確化
 - 企業がデータを容易に開放できるよう、秘密分散・計算技術の活用によるデータ協調環境の整備を検討
 - 匿名加工制度の利活用を促進するとともに、データ流通促進WGなどにおいて企業からの個別事例を解決するほか、カメラ画像等について共通ルールを整備

データオーナーシップにおける主な論点

- データオーナーシップとは、法律等に定義はなく、データの利用等に関する権利を意図した用語として、一般的に用いられていると考えられる。
- ここでは、データオーナーシップをデータの利活用の観点から捉えるため、データの利用権を念頭に置くこととする。

主体

- ・ **被取得者**
データ主体や機器稼働させてデータを発生させた者等
- ・ **作成者**
自らデータを発生させて取得した者、データセットを作成した者
- ・ **保有者**
データを保管・管理する者
- ・ **解析者**
分析・解析サービス等を提供する者
- ・ **利用者**
データを購入した者や利用許諾を受けた者等

権利内容

データオーナーシップの権利内容は明確ではないが、例えば、以下のとおり整理できる。

○法律上の権利

法令	制度
著作権法	創作的表現物（ウェブサイト等）である著作物（第2条1項1号）、素材の選択や配列に創作性がある編集著作物（第12条）、情報の選択又は体系的な構成によって創作性があるデータベース著作物（第12条の2）にかかる著作権。差止請求権あり（第102条）。 情報解析等による著作物の利用に関して例外規定（第47条の7等）。
不正競争防止法	営業秘密（第2条1項4～10号）保護にかかる差止請求権（第3条）、損害額の推定（第5条）等あり。
個人情報保護法	開示、訂正等、利用停止等の各請求権（第25条ないし第27条）。
（参考）民法	データを発生させる有体物に対する占有権・所有権（第180条、第206条）

（注）所有権も知的財産権も排他権である点では同じであるが、前者が絶対性を有するのに対し、後者が支分権の集積であって、存続期間も限定されている点で異なる。

○契約上の権利（債権）

アクセス権、 利用権
保有・管理に係る権利
複製を求める権利、販売・権利付与に対する対価請求権
消去・開示・訂正等・利用停止の請求権 等

データオーナーシップにおける主な論点

データオーナーシップが問題となる主な要因として、法制度やデータの特徴、取引慣行の観点から、以下のようなことが考えられるのではないかと。

○法制度関係

- ・データは**無体物**であるため、民法上、**所有権や占有権の対象とはならないこと**（第85条）
- ・現行法上データ自体が知的財産権の対象となる場合が限定的であること（別表1参照）
- ・データそれ自体には公示制度がなく、**一見してその所在や権利関係が明確ではないこと**

○データの特徴関係

- ・データは、複製や重畳的使用が可能かつ容易であり、使用による消失・減耗もないため、物理的には誰もが利用し得ること（**非排他性、無限可能性**）
- ・あるデータの利害関係者や利活用を求める者が多数存在し、その関わり方も多様であること、データは広く利活用されてこそ価値があること（**公共財的性質**）

○取引慣行関係

- ・データが競争力の源泉となり得るなど、その価値が増大していること
- ・事業者間の契約の多くでは、データに係る権利に関して**取決めがなされていないこと** 等

データオーナーシップにおける主な論点

データに関する現行法制度の状況（国内）

法令	制度	判例・その他
民法	データは有体物ではないため、所有権や占有権の対象にはならない（85条）。	不正なデータ使用等は不法行為となり得るが、差止請求は原則不可。
不正競争防止法	営業秘密（2条1項4～10号）に該当する場合は保護され得る。	秘密管理性、有用性、非公知性の各要件が問題となる。
著作権法	創作性がない限り著作物にはならない。著作物の利用に関しては例外規定あり（47条の7等）。	ファクトデータそれ自体は通常創作性がない。構成等に創作性があればデータベース著作権（12条の2）に該当し得る。
特許法	データ自体は特許にはならない。	-
刑法	財物ではないため、データ自体の窃盗は成立しない。	ベネッセ事件等は不正競争防止法違反で立件。
個人情報保護法	個人に関する情報はプライバシー権として保護され得る。ただし、財産権の対象ではない。	-
競争法等	データの競争制限的な利用等によっては問題となり得る。	データ独占等が競争法上違法とされた例はなし。

データオーナーシップに係る考え方

基本的な考え方

- データオーナーシップについては、国内では、議論がなされ始めたところであり、**学説も十分ではなく**、この問題に明確に言及した**裁判例もない**。また、海外でも議論が成熟していない。
- データの特性（非排他性、公共財的性質）を考慮し、データオーナーシップについては、**現行法と矛盾・抵触しない範囲**で、以下の**基本的方向性**で考えることは可能か。

＜基本的方向性＞

- ① 個人情報保護制度や知的財産権制度などによりオーナーシップが規定されないデータのオーナーシップについては、**契約の中で各当事者のオーナーシップを明確化**すべき。（次ページ以降参照）
※ 法律や契約で何ら制限がない場合は、**自由に利活用**することが可能。

- ② この際、取引に関して生じ得る**データの利権等**については、社会全体から見てデータ利活用の公共性に鑑み、データ創出に対する当事者の寄与度等を勘案して契約当事者間の協議により、公平に**取り決められることが望ましい**。

- ③ なお、個人関連データのオーナーシップについては、基本的に個人にあるものと擬制して処理されることが効率的

（参考） データオーナーシップに関する一つの考え方として、例えば、「データに関わる各関係者がデータに対して感じるオーナーシップの強さは、根本的にはそのデータの利用から生み出される各関係者にとっての価値の大きさで決まり、様々な潜在的な関係者がデータに関わる活動への各々の貢献に基づき、データのオーナーシップを主張し得る」というものがある。

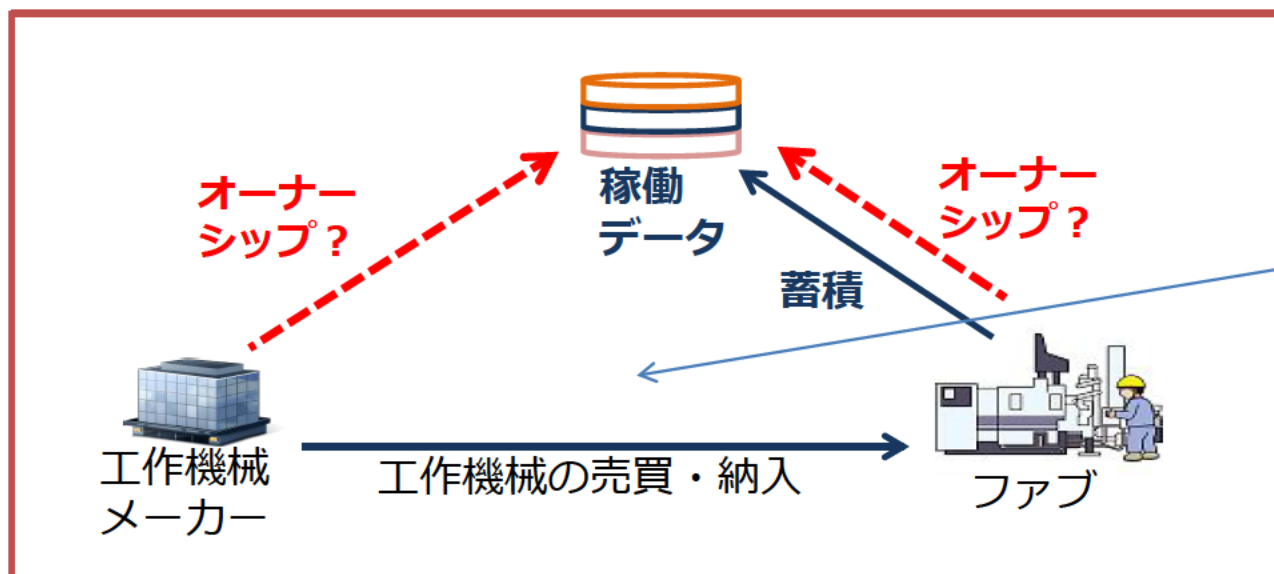
（出典） Loshin, D / knowledge Integrity, Data Ownership, 2002

本庄智也外「ビッグデータのオーナーシップに関する国際比較」情報処理学会研究報告（2013年）

データオーナーシップに係る考え方

事業者間の契約でオーナーシップを定めるための考え方

- オーナーシップを契約で定める場合、データ創出に対する当事者の寄与度等を勘案し、公平に取り決められるべき。
- さらに、データの位置付けや当事者のメリット、安全管理の事情等、**様々な観点を考慮することが重要。**
 - ※ そもそも当事者が、オーナーシップを契約で明記するよう**申し入れることは自由。**
むしろ当事者は積極的に規定するよう求めていくべき。
- さらには、各業界や団体が個別の事情も踏まえながら議論を主導していけば、取決めのルール化・明確化も深まるのではないか。
- なお、一方当事者がその優越的な地位を利用して、データオーナーシップに関する協議にすら応じず、若しくはオーナーシップの対価として過度の要求（金銭的な要求に限らない）を行うときは、競争法上の問題が生じ得ることも否定できない。



契約でオーナーシップを
どのように決めるか？

データオーナーシップに係る考え方

事業者間の契約でオーナーシップを定めるための考え方（続き）

- 事業者間の契約でオーナーシップを取り決めるにつき、勘案する要素としては、
 - ①創出に関する要素
 - ②管理に関する要素
 - ③利用に関する要素を挙げるることができる。商慣習等にとらわれず、こうした要素を踏まえてケースバイケースで当事者のオーナーシップを定めていくべき。
- 当事者がこうした要素を積極的に主張し、フラットで公平な視点から、**総合的に考慮**して取り決めることが肝要。
- ただし、営業秘密等の知的財産権の対象であるときは適正に保護される必要。

①創出に関する要素

主として取引内容や当事者の関与の程度等個々の事情を踏まえて、データ創出に関して検討されるべき要素。

技術的寄与	データ創出に対する技術的寄与。例えば、独自のセンサ技術の提供を行い、データ創出等のために技術的な寄与をしたか。
コスト負担	データ創出・取得に係るコスト負担の程度。（例：センサ取付、データ送信、メンテナンスに係る費用負担、データに関して生じ得る責任負担等）。
機器の所有権	データを創出させる機器の所有権の所在。契約形態とも関連し、機器の所有者には、当該機器から生じるデータのオーナーシップも認めやすい。
独自性	データ創出のために一方当事者の独自の知見等を活用したような場合にはその者にのみオーナーシップを認めることになりやすい。

データオーナーシップに係る考え方

②管理に関する要素

創出したデータの管理等に関する要素。

コスト負担	創出したデータの管理・保管に係るコスト負担の程度。
安全管理	創出したデータに対する安全管理体制の状況。当該データの内容・性質等の事情を踏まえて、データの漏えい防止措置や損害賠償責任の負担等がなされているか。
守秘義務	創出したデータの内容・性質等を考慮し、当該データが当事者の意思に反して競合他社に譲渡等されないための第三者提供禁止や厳格な秘密保持義務の負担。
知財処理	創出したデータに基づき、若しくはデータが寄与して創出された知的財産権の帰属。例えば、知的財産権の帰属主体となる場合には当該データのオーナーシップを認めやすい。

③利用に関する要素

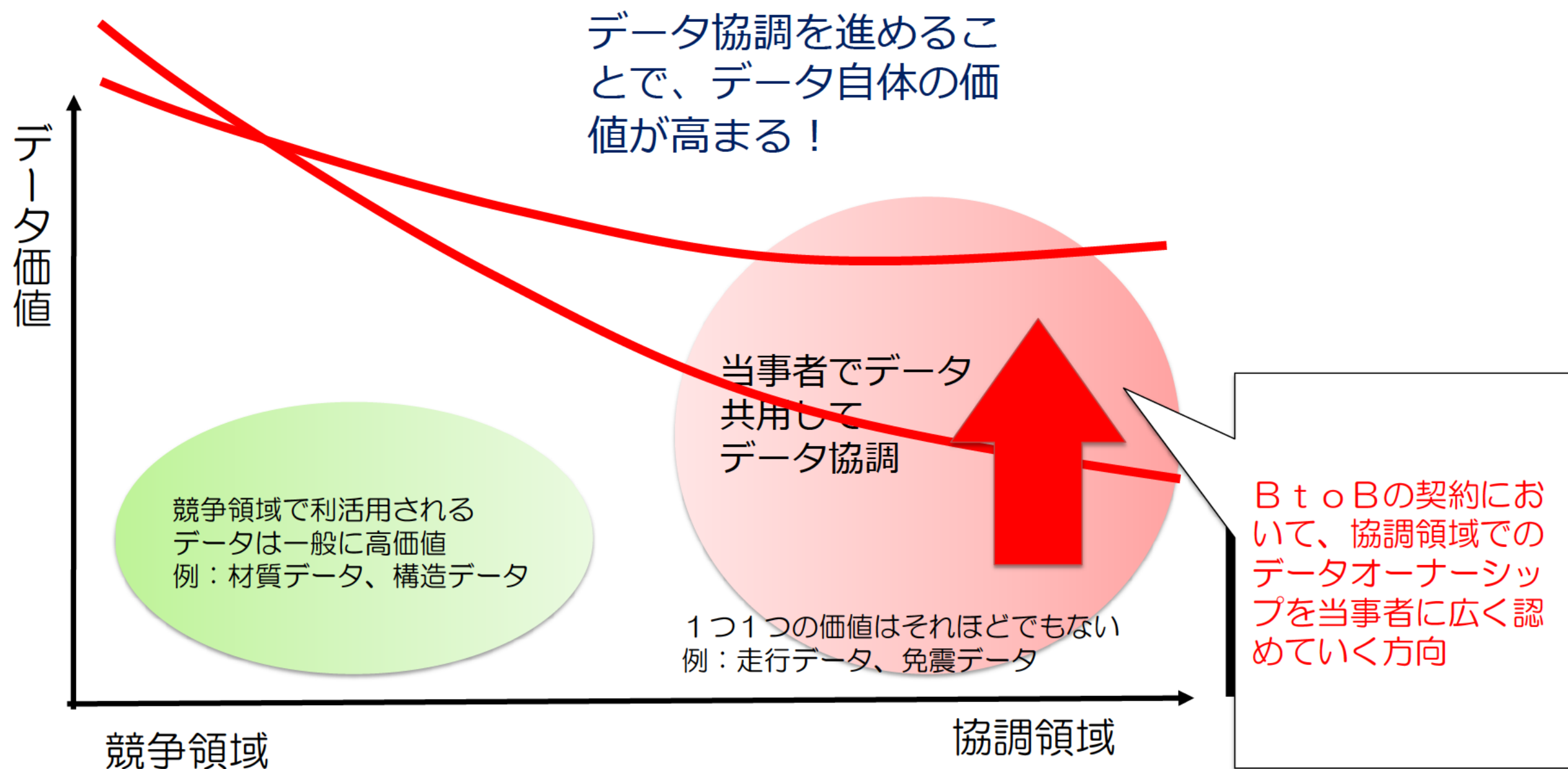
当事者でデータが利用されるために検討されるべき要素。

対価	契約における対価（代金）を定めるに当たって、データの利用料も評価されているか。例えば、機器の売買に当たり、売主もデータを利用することを踏まえて対価を安価にしている等。
協調領域	データの位置付け（競争領域、協調領域）を考慮し、ノウハウ等が含まれない協調領域での利用に当たるものか。一方当事者の営業秘密やノウハウ等に当たり得るデータであっても、データを加工したり、切り分けするなどして、協調領域での利用に供されるよう工夫しているか。
メリット・インセンティブ	創出したデータを利用させることについて当事者のメリットの有無（例：データ提供によりメンテナンスコストを軽減する等）。
データの有用性	創出したデータの公共性、社会的意義（免震データ、公衆衛生データ等）。
データ価値・必要性	創出したデータについて、自らの契約履行や技術開発等のために利用価値や利用の必要性を認めるか。

データオーナーシップに係る考え方

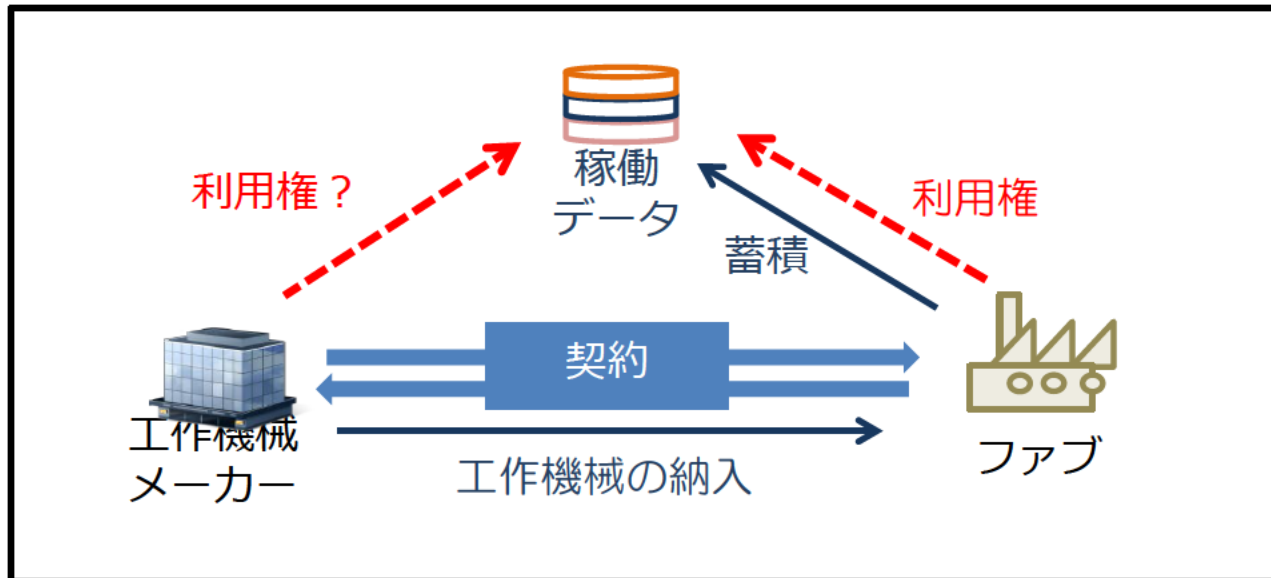
オーナーシップを取り決めるに当たり、協調領域でデータを共用していく考えが重要。

【協調領域でのデータの利活用】



データオーナーシップの取決めの参考事例

例1. 工作機械の稼働データに関する事例



オーナーシップに関する当事者の主張

取決めに当たっては、まずは主張を尽くさせることが肝要。

工作機械メーカー

- ・データ創出のための独自技術の提供
- ・データ取得・管理等に係る応分のコスト負担
- ・データの安全管理・守秘義務（第三者提供しない、漏えいしない等）
- ・ファブにメリット提供（保守コストの軽減等）
- ・データ利用も考慮した代金設定の可能性 等

ファブ

- ・稼働データのうち、営業秘密に該当しないデータにつき協調領域での利活用に限ること
- ・データがファブの競合他社等に渡らないよう第三者提供の禁止の要求
- ・守秘義務の必要性
- ・データ取得や管理・保管等にかかるコスト負担の要求 等

オーナーシップに関する状況

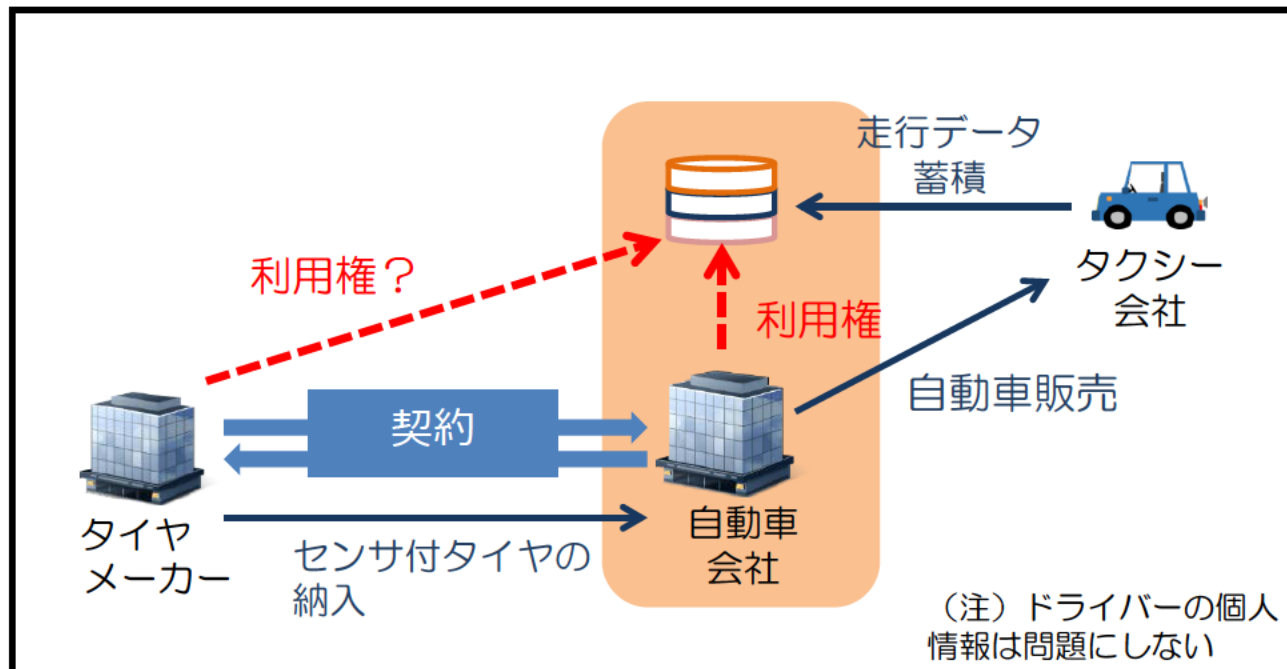
- ・稼働データは当然にファブのもの扱われがち（商慣習、契約での力関係）。
- ・ファブは稼働データをうまく利活用できず、コストだけがかかっている例も。
- ・オーナーシップを巡り協議もなされないため、これを定めるメリットの検討すらなく、双方に思わぬ機会損失の可能性も。

判断・考え方

- データを求める当事者が各種要素を具体的に主張するときは、相手方としても真摯に対応することが必要。
- コスト負担やメリット提供の主張に対しては、公平な観点での検証を要する（過度な要求は公平性を害するおそれ）。
- 当事者の営業秘密に該当し得るデータであっても、切分けや加工の可能性も検討し、可能な限り共用の範囲を探ることが有益。
- 当事者が各種要素につき詳細かつ十分に主張してデータを求めるにもかかわらずそのオーナーシップに合意しないときは、相手方としては、その合理的な理由を示すことが必要。
- 契約でオーナーシップを定めるときは各種要素をもれなく盛り込む。

データオーナーシップの取決めの参考事例

例2. 自動車の走行データに関する事例



オーナーシップに関する当事者の主張

タイヤメーカー

- ・自動車会社にメリット提供（データ利活用による部品の安全性向上、開発力向上による高付加価値製品の提供等）
- ・データ創出のための独自技術の提供
- ・データ取得・管理等に係る応分のコスト負担
- ・データの安全管理
- ・データの公共性、高価値・有用性等

自動車メーカー

- ・協調領域での利活用に限ること
- ・データがファブの競合他社等に渡らないよう第三者提供の禁止の要求
- ・守秘義務の必要性
- ・データ取得や管理・保管等にかかるコスト負担の要求等

オーナーシップに関する状況

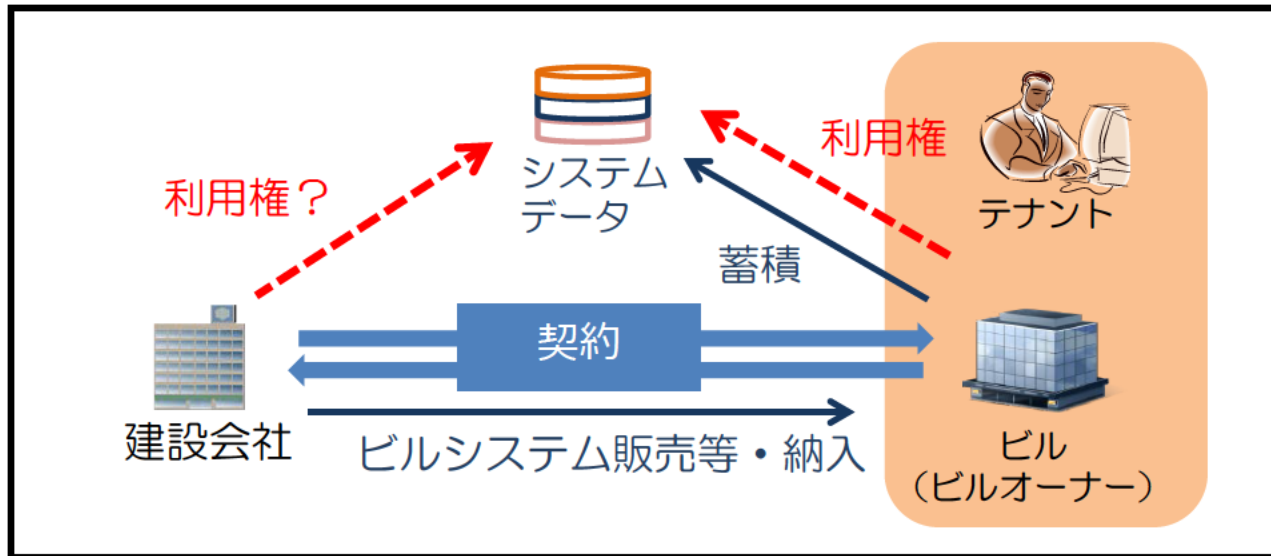
- ・走行データはテレマティクスを経由して蓄積されるため、一般的には自動車会社のみがオーナーシップを有する状況。
- ・契約における力関係も影響。
- ・走行データの発生源はユーザー（個人、事業者）であるが、外部の者はユーザーにアクセスすることも困難。
- ・現状、自動車会社は走行データを十分に利用できていない。

判断・考え方

- 「例1. 工作機械の稼働データに関する事例」と基本的には同様。
- 走行データのような公共性を有するデータは広く利用されてこそ価値があるため、協調領域では積極的にオーナーシップを認めていくべきではないか。

データオーナーシップの取決めの参考事例

例3. ビルシステムのデータに関する事例



(ケース概要) 建設会社が提供するビルシステムにより取得される人流データ、空調データ、警備データ、環境・災害データ、テナント・来客に関するデータ等を建設会社がシステム開発等のために活用したい事例

オーナーシップに関する当事者の主張

建設会社

- ・データ取得・管理等に係る応分のコスト負担
- ・データの安全管理・守秘義務
- ・ビルオーナー・テナントにメリット提供（保守コストの軽減、システム更新による新たなサービスの提供等）
- ・データの公共性（免震データ等） 等

ビルオーナー

- ・システムデータのうち、営業秘密やテナント・来客のプライバシーに関わらない協調領域での提供に限ること
- ・守秘義務の必要性
- ・データ取得や管理・保管等にかかるコスト負担の要求 等

オーナーシップに関する状況

- ・システムデータはビル・オーナーのもの扱われがち（商慣習、契約での力関係）。
- ・ビルオーナーは、テナント等に配慮してシステムデータをうまく利活用できず、外部にも提供していない例が多い。

判断・考え方

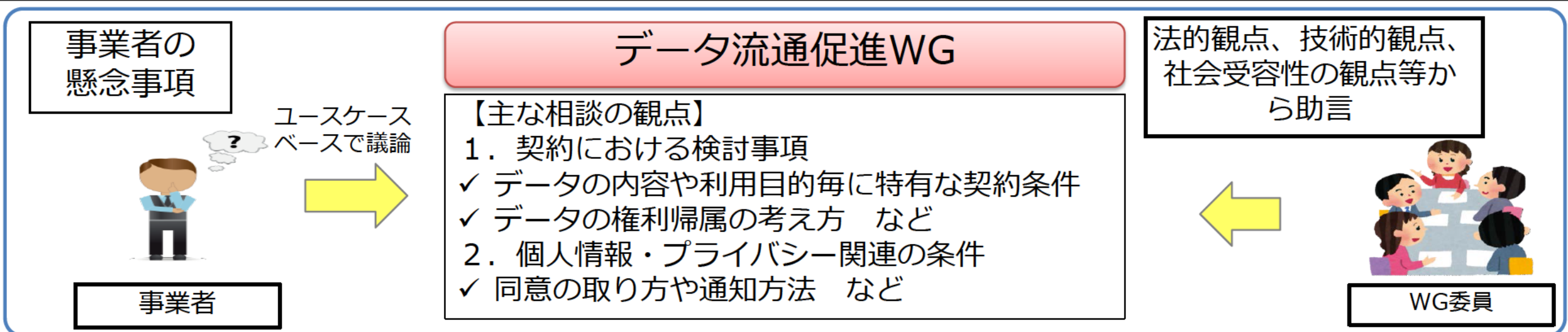
- 「例1. 工作機械の稼働データに関する事例」と基本的には同様。
- 創出・取得されるデータがパーソナルデータに該当し得るデータであっても、切分けや加工の可能性も検討し、プライバシーに配慮してデータの範囲を限ることも可能。
- 免震データのような公共性を有するデータは広く利用されてこそ価値がある。

データ流通促進WGについて

データ流通促進WG

経済産業省と総務省が協力し、分野・産業の壁を超えたデータ流通取引の活性化を目的として、IoT推進コンソーシアムの下に「データ流通促進ワーキンググループ」を設置（2016年1月）。（今年度も月1回のペースで開催。合計12ケース程度を議論する。）

- IoT を活用したBtoBでのデータ取引を希望する事業者が多数現れてきている。
他方、**消費者の炎上リスク等のデータ取引に付随して生じる問題**を懸念して利活用を躊躇している状況がある。
- 事業者が検討を進めるユースケースをベースに、事業者が抱える課題（消費者からの同意取得の方法や、データの利活用権限の考え方等）および**課題へのアプローチ方法を議論し整理**する。
それにより、当該事業者のみならず業界を横断したデータ利活用を後押しする。



主な検討テーマ

- **データ流通市場の公平性・中立性**
データを登録した個人または企業と、データ利活用したい企業との売買をマッチングさせるプラットフォーム構築における、市場の公正性・中立性について
- **タクシープローブデータの流通**
交通機関がアプリ等で取得した乗客のプローブデータ（車両ID・乗降時刻等で個人が特定される情報は含まれない）をデータ利用事業者に提供する際に留意すべき契約条件やデータ加工方法について
- **電子レシートデータの利活用**
顧客から専用アプリで取得した電子レシートデータをデータ利用事業者に提供し販促等に活用する際に、当該販売等を行う事業者が利用規約に記載すべき内容及び第三者提供先が増えた場合の対応について

カメラ画像利活用ガイドブック（案）

- カメラ画像については顧客満足度の向上等の観点で利活用ニーズが高いが、個人情報の取得への事前同意を行っているとは限らない、取得された情報の利用範囲がカメラ本体から想像・把握できない等の特徴を有する。
- このため、事業者が利活用するにあたり、生活者とそのプライバシーを保護し、適切なコミュニケーションをとる際の配慮事項を、ユースケースを基に整理。

位置づけ

生活者と事業者間での相互理解を構築するための参考とするもの（記載された配慮事項を事業者へ強制するものではない）。これらを基に、事業者の業界・業態に応じた利活用ルールの設定を期待。

適用対象

個人情報保護法等関係法令を遵守し、個人を特定する目的以外の目的でのカメラ画像の利活用を検討する事業者。

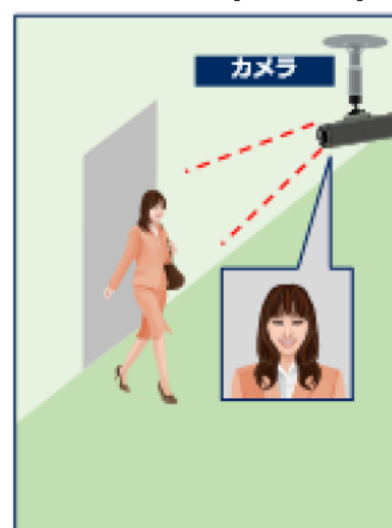
※防犯目的で取得されるカメラ画像は対象外

配慮事項

事業者において、カメラを設置し、風景及び不特定多数の人物を対象として撮影し、そのデータを、個人を特定する目的以外の目的で利活用する場合を想定。配慮事項を、①基本原則②事前告知時の配慮③取得時の配慮④取扱い時の配慮⑤管理時の配慮として取りまとめ。

例1 店舗内設置カメラ（属性の推定）

店舗入り口(店内側)



目的：レジ待ち時間の短縮等

配慮事項の対応例（一部）

- ✓ 入出時点で画像を取得
- ✓ 特徴量データを抽出後、撮影画像を直ちに破棄
- ✓ 来店者の人物属性（年齢等）を推定した時点で、特徴量データを直ちに破棄
- ✓ 自社HP上でリリース（事前告知）を実施 →
- ✓ 店舗入口にポスター掲示（通知）を実施
- ✓ 他社へ提供しない

株式会社〇〇〇では、お客様のレジ待ち時間の改善を実現するためのサービスを、〇月〇日より開始します。

本サービスでは、店舗内カメラの映像を元に、お客様の来店状況、店内の混雑状況、お客様の年代等を分析した情報を活用し、レジの混雑度や商品棚の欠品などを予測することで、対応する店員の配置等、業務効率化を図ります。

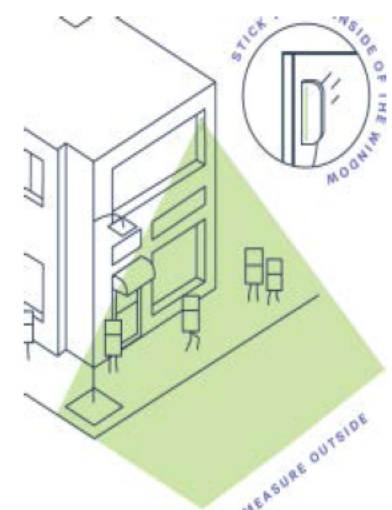
店舗内カメラの映像は、即時にお客様を個々に特定できないデータに変換し、分析に活用します。変換したデータおよび分析結果には、個人を特定可能な情報は含まれません。また、変換したデータは分析完了後、直ちに破棄します。

なお、データは当社のみで利用し、他社へ提供することはありません。

・撮影期間 : 2016/1/1～2016/12/31
・撮影カメラ台数 : 〇台
（設置場所と撮影対象範囲は〇〇〇〇の予定）
・映像から取得・推定を予定している情報
【取得】お客様の顔画像、そこから抽出する特徴量データ、来店者人数
【推定】特徴量データから性別、年齢の推定属性、来店者人数と推定属性を元に混雑や欠品を予測

本件に関するお問い合わせ先 xxx@xxxx.com, 0120-xxx-xxx

例2 屋外に向けたカメラ（人物形状のカウント）



目的：都市計画等

配慮事項の対応例（一部）

- ✓ 通行する人・物体の画像を取得
- ✓ 人・車等を識別しカウント後、撮影画像を直ちに破棄
- ✓ 自社HP上でリリース（事前告知）を実施
- ✓ 店舗入口に撮影中であることを示す通知を実施 ↓
- ✓ カメラの計測対象
地点をHP上に掲載
- ✓ 個人の特定には至らない旨をHP上に明記

ご案内

〇〇〇 XX店では、来店者数のカウントを行うため、当店出入り口付近の映像を撮影し、お客様のご来店者数を取得しております。カメラ画像からは人数のカウントのみを実施し、画像にはお客様の風貌や人物の特徴を示す内容は含まれておりません。なお、撮影した画像データは、人数の算出処理後、即時削除しております。

・詳細は以下のホームページでご覧いただけます。
URL : http://www.*****

今後の政策の方向性について

政策の方向性の例

○個人起点の新たなデータ流通構造の創成

● マイナポータルを活用したパーソナルデータストア・プロジェクトの実現

- 行政履歴が確認できるマイナポータルと連携して個人による履歴情報が一覧的に閲覧でき、個人の管理の下、提供が可能なプロジェクトを組成する。

● データポータビリティ、個人を支える信託型代理機関（情報銀行）の検討

- 個人が自らに関連するデータの所在を把握し、データの引き出し等、自ら管理が可能であり、信託を受けてサポートする信託型代理機関、データポータビリティに係る法制度の在り方について検討する。

● データ取引所のルール策定とビジネス実現化

- データを取り扱う取引所サービスについて、取引所の信用性を強化するための行動指針を策定を検討するなど、民間事業者によるデータ取引所の立ち上げを支援する。

● オープンデータとデジタルファーストの促進

- 行政機関が保有するデータをデータ流通市場に提供するよう、利用可能な形でのオープンデータ化を進めるとともに、官民・民民における書面手続きについても、デジタル化が進むための制度見直しを進める。

● データ利活用を萎縮する制約要因の解消

- 具体的な加工手法の提示等を通じ、改正個人情報保護法に基づく匿名加工制度の活用を促進するとともに、データ流通促進WGにおいて企業からの個別相談を受けて解決するほか、カメラ画像の利活用などの自主ルールの策定を支援する。

○データの利活用権限の明確化（データオーナーシップ）

● 契約上のデータ取引の明確化を推進

- データ流通のための契約ガイドラインを策定。

● 主要分野のデファクト形成と国際連携

- 複数事業者が関連する工場内のデータ管理、ビル管理、海事等の具体的分野について協調領域に属するものは可能な限りシェアするとの理念の下、データ権限に関する具体的な事例づくりを行う。

● 秘密分散・計算技術の活用によるデータ協調環境整備の検討

- 企業が漏洩を気にすることなく、ビッグデータ分析のためにデータを容易に提供できるよう、秘密計算技術等を活用した、第三者に提供する場合の運用の在り方について検討する。

● データ利活用を萎縮する制約要因の解消

- 具体的な加工手法の提示等を通じ、改正個人情報保護法に基づく匿名加工制度の活用を促進するとともに、データ流通促進WGにおいて企業からの個別相談を受けて解決するほか、カメラ画像の利活用などの自主ルールの策定を支援する。